

お 知 ら せ
平成 2 2 年 8 月 2 7 日

平成 2 2 年 4 月版診療行為マスター登録内容の一部変更等について

このことについては、平成 2 2 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 6 9 号により、平成 2 2 年 3 月 3 1 日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第 1 区分番号 A 3 0 8 の注 1 に係る届出を行っていないものにおける回復期リハビリテーション病棟入院料の算定について、同年 9 月 3 0 日までの間は従前の例によることが告示されたところです。

については、経過措置期間の終了に伴い下記のコードを廃止する予定ですのでお知らせします。

なお、当該変更に係る適用開始日は平成 2 2 年 1 0 月 1 日とし、公表につきましては、同年 9 月 3 0 日の予定です。

記

診療行為コード	省略漢字名称	点数
190129410	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (基準未適合)	1690
190129510	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (生活療養) (基準未適合)	1676
190129610	回復期リハビリテーション病棟入院料 2 (基準未適合)	1595
190129710	回復期リハビリテーション病棟入院料 2 (生活療養) (基準未適合)	1581
190142370	重症患者回復病棟加算 (基準未適合)	50

以上